

# 明治期地方名望家のあゆみ

— 佐伯郡玖島村八田家の歴史と文書 —

期間 平成十六年三月一日～四月三十日

## はじめに

明治政府は、憲法発布に先立つ明治二十一年（一八八八）四月、「市制町村制」を公布し、地方制度の整備を進めていきました。町村には、限られた財源で国から膨大な委任事務を遂行することが義務づけられましたが、このとき、これらの委任事務を無給の名誉職として担ったのが、多くの「地方ノ名望アル者」、すなわち地方名望家でした。彼らは、確固たる経済的基盤と人脈をもとに、各地方での政治・経済に主導的な役割を果たすことが期待され、その多くは、市町村会議員として地方行政の担い手となり、さらには、国会議員として国政にも進出していきました。

佐伯郡玖島村に旧くから居住する八田家は、近代の広島県を代表する山林地主であり、地方名望家を輩出した家の一つです。現在、県立文書館には、江戸期から昭和戦前期にかけての八田家文書約一万三〇〇〇点が寄託されています。これらの文書から、地主経営や商家・企業経営、あるいは地域貢献・政界進出など、長年にわたる同家のあゆみを知ることができます。

今回の収蔵文書展では、八田家文書の紹介を通して、地方名望家としての八田家の政治・経済活動を追ってみることにします。

# 一 佐伯郡玖島村八田家

～近世・幕末維新～

八田家は、近世以来の山林地主であり、当主は佐伯郡の割庄屋や同郡玖島村の庄屋等の役職を歴任しました。近世には、小田田姓を名乗っており、県重要文化財の『小田家文書』を伝えた小田家（戦国時代の庵島社領玖島郷の刀根）とは本・分家の関係にあります。「東屋」の屋号を持ち、林業のほか、酒造業・醤油醸造業等の経営も行っていました。

村役人としての八田家は、再三にわたる藩からの御用金要請に応じるなど、広島藩政の一端を担い、幕末には、年来にわたる藩政改革への尽力により、当主の生涯帯刀が許されました。

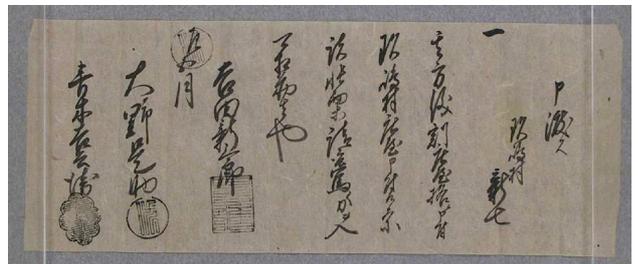
しかし、廃藩置県による藩知事（旧藩主）の東京居住に端を発した騒動（武一騒動）の際には、多くの豪農商らと共に蜂起した民衆の襲撃を受けました。このとき、襲撃を受けた傷跡が、今も八田家の長屋門に残っています。



小田(八田)新七  
文化10年(1813)～  
明治22年(1889)

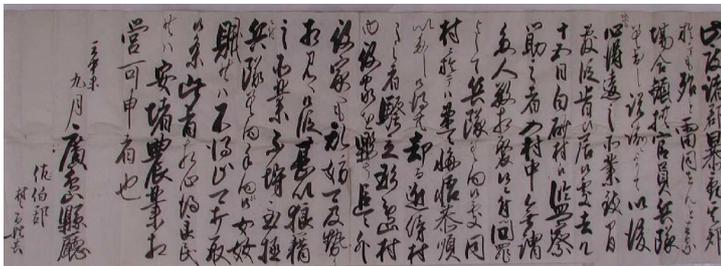
## 勁操園

玖島村字泉水に八田家が築造した庭園（廿日市市指定名勝）。庭園中央の石碑は、3代目八田新七の事績を顕彰するため、明治27年(1894)12月に建立されたもの。碑文は、貴族院勅選議員巖谷修の書によるもので、新七の功績について、「原野を開く(ひら)き、江海を填(う)ずめ、農桑を勤める。尤も山林に力を竭(つく)し、毎年植木苗を培うこと十有余」、「若夫凶荒を賑し、凍餒(とうだい)を救い、学校を開きて教育に励み、道路を修め、橋梁を架ける等、凡そ公益を興し、民利を図る」と記している。



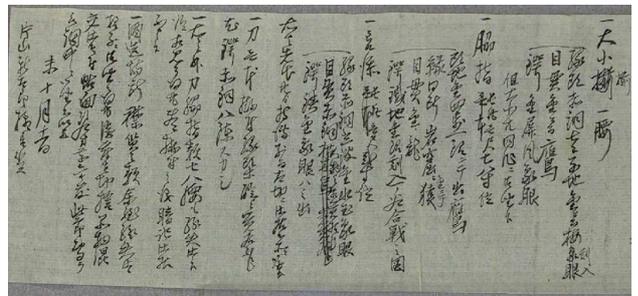
玖島村庄屋申渡書付(文政3年)

割庄屋格であった2代目新七(当時35才)が、玖島村庄屋に就任した時の任命状。3代目新七は、天保9年(1838)に、割庄屋格加印并玖島村庄屋に就任したあと、弘化元年(1844)には割庄屋となっており、さらに文久3年(1863)8月には、生涯帯刀を許されている。



玖島村の暴動に対する県庁説論書(明治4年)

明治4年(1871)の廃藩置県に伴い、旧知事の東京永住が命じられることとなった。この時広島県では、発駕しようとした前藩主浅野長訓(ながみち)が、「哀訴惜別」を主張する群集に行程をふさがれ、発駕延期となる事態が起きた。この一件はその後暴動化し、多くの豪農商が打ちこわしを受けた(武一騒動)。この説論書は、同年9月に、県が佐伯郡内へ布達したもの。県官が白砂村へ派遣された際、近傍村々の者が騒ぎ立ち、「玖島村内役家を毀ち、追々外役家へも乱妨に及ぶべき勢い」になったと記している。八田家は、この時打ちこわしの被害を受けた。



八田家の騒動被害状況報告書(明治4年)

県からの命により、騒動の際に紛失した物を報告した文書。これによると、先祖伝来の大小刀・脇差をはじめ、多数の刀が騒動勢によって奪われている。

なお、この前段部分では、「諸帖面・御役用書類、其外着類・夜具・家財等、残らず毀傷又は焼捨」とあり、相当の被害を受けたと思われる。



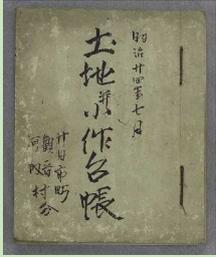
八田家長屋門の門柱に残る騒動時の傷跡

## 二 地主としての八田家

八田家草創期の当主和二郎は、「家憲中第一ノ事項」として森林事業を始めました。その後、当主は三代にわたって新七を襲名しましたが、特に、三代目新七が天保九年（一八三八）に家督を相続して以降、各地の山林を積極的に関し、杉・檜の大団地を造成していききました。

また、山林のほかに、田畑も多く所有しました。特に、己斐から廿日市にかけての沿岸部において、庚午新開や桜尾新開・住吉新開といった多くの新開地を開発・所有していました。

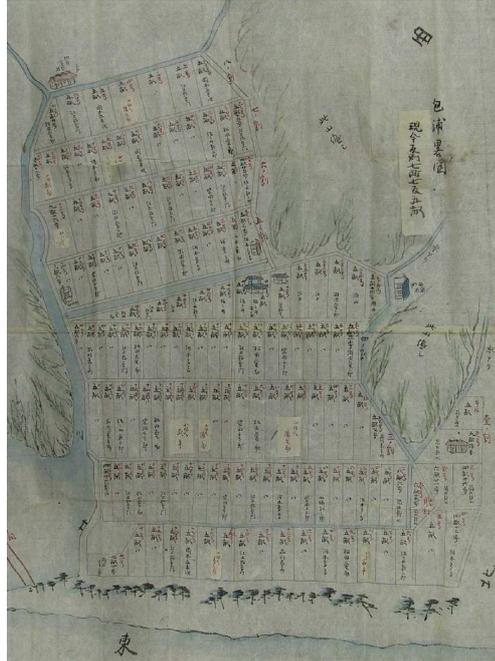
三代目新七の長男謹一郎の代になると、八田家の地主経営はほぼ確立したと考えられます。明治三十年代になると、八田家の所有地面積は、田畑が約一五〇町歩、山林は、土地台帳面積で約一八三〇町歩に達しました。ただし、これはあくまで土地台帳に記載された面積であり、実際の山林面積はその数倍とされていたことから、九〇〇〇〜一万町歩程度は所有していたと考えられます。



土地台帳（明治24年）  
八田家が所有した土地は、明治期には、佐伯郡を中心に30ヶ村以上に及んだ。



上 住吉新開（廿日市市住吉）絵図

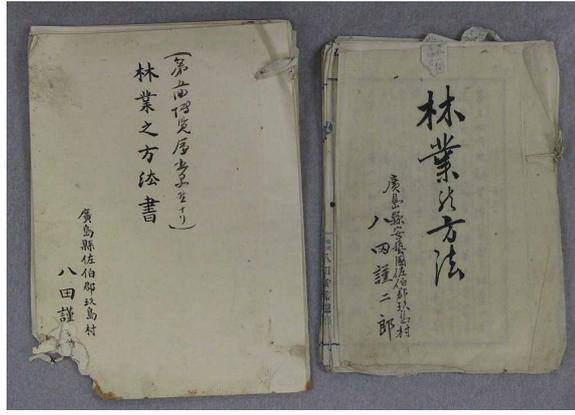


右 包ヶ浦（佐伯郡宮島町）絵図

八田家は、廿日市周辺の沿岸部で多くの新開地の開拓に関わり、所有していた。

住吉新開は、宿駅としての機能が衰微しつつあった廿日市の建て直しを図るため、築造された。その後、安政4年（1857）、小田（八田）新七が築造御用掛として修築工事を行い、再築完成したものである。包ヶ浦は、明治13年（1880）に一部を八田謹一郎が買得し、小作地経営を行っている。

この他、住吉新開に隣接する桜尾新開（廿日市市桜尾）・美濃里新開（佐伯区美の里）、さらには小己斐新開（西区井口五丁目）・庚午新開などを開拓又は所有していった。

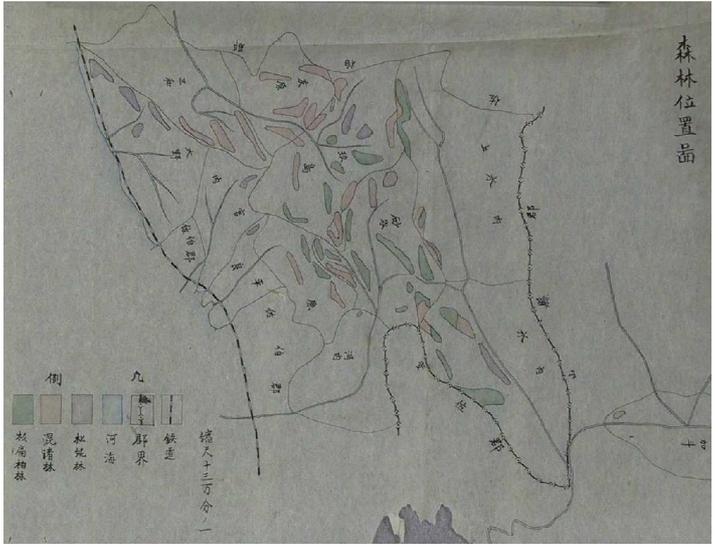


八田謹二郎「林業之方法書」・「林業の方法」

「林業之方法書」は、明治36年（1903）大阪市で開かれた第5回内国勸業博覧会に八田謹二郎が出品し、第1等を授与された作品。八田家における山林経営の経験をもとに、造林の方法や森林の手入れ法などについて述べている。

謹二郎の父八田新七も、農商務省山林局主催の山林共進会（明治15年）において、森林樹木の栽培方法を記述したものを出品し、受賞している。

当時、各地方の山林地主などからこの書物を求める声が多かったため、謹二郎はこれを『林業の方法』として刊行することにしたという（八田家文書に残っている「林業の方法」はその草稿）。



八田家森林位置図（「林業之方法書」所収）

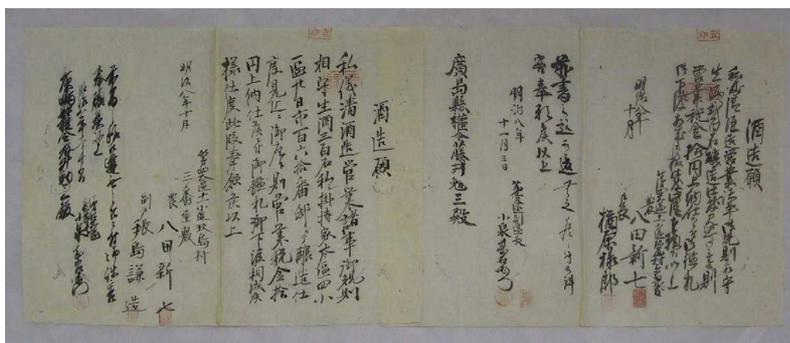
八田家が所有する山林を、松純林、混雑林、杉・へんぱく扁柏（ひのき）林に色分けして表示したもの。居住地である玖島村を中心に、砂谷・友原・原・三和・水内の各村々に多くの所有林が存在していたことが分かる。明治30年前後の時期には、佐伯郡と山県郡加計村に計2郡12ヶ村、推計約1万町歩前後の山林を経営していた。

### 三 商家・企業家としての八田家

八田家は、玖島村の本宅敷地内に酒造用の倉庫と穀物蔵・売場を持ち、さらには醤油製造蔵も所有して、酒・醤油の醸造業を営んでいました。安政三年（一八五六）には、廿日市で買得した屋敷を八田酒店の出店とし、「玉海堂」と称しました。明治以降には、企業家としてさまざまな経営を手がけています。

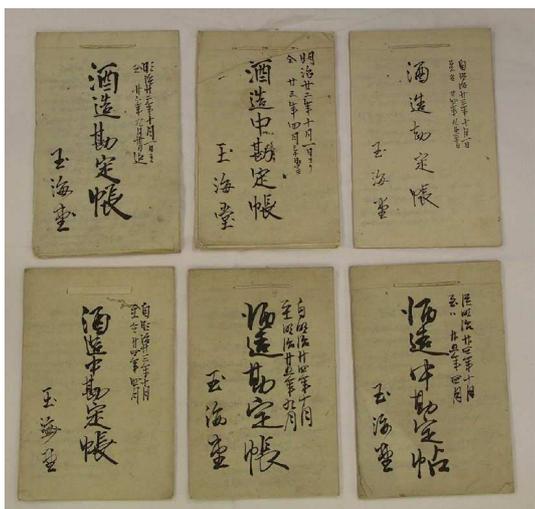
その一つは、銀行経営への進出です。明治三十年（一八九七）六月、八田謹一郎ほか七名が発起人となり、佐伯郡廿日市町に佐伯貯蓄銀行を設立しました。同行は、貯蓄の奨励を目的とし、八田家の資産に基づく信用によって維持されました。三年後には八田貯蓄銀行と商号を変更し、大正七年（一九一八）まで営業しました。

また、明治三十九年（一九〇六）には、八田徳三郎が、広島市内に洋雑貨品店である八田商店を設立し、洋酒・食料品類などを扱いました。また、徳三郎は、鉱山開発事業にも手を広げ、県内外のみならず、朝鮮半島への進出も見せました。



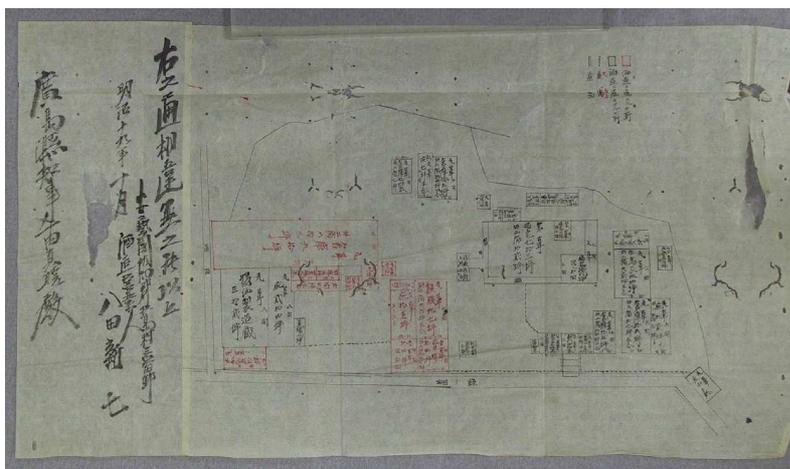
八田家の酒造願（明治8年）

3代目八田新七が広島県に提出した酒造願。八田家の酒造業は安政3年（1856）ごろから営んでいたが、この年酒類税則が定められたことに伴い出願した。2通のうち、右は生酒200石、左は300石の醸造経営（いずれも営業税10円上納）を出願しており、後者は廿日市の酒店「玉海堂」の酒造願である（前者は八田家邸内での酒造願と思われる）。



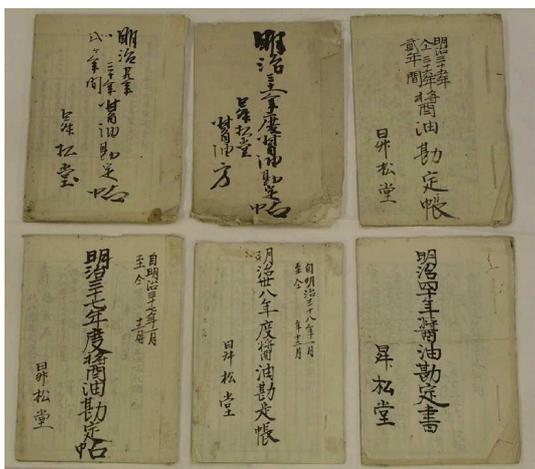
八田家「玉海堂」の酒造勘定帳

「玉海堂」は、八田家が廿日市に開設した酒店。八田家文書の「貨殖生計分限帳」によると、安政3～4年に玉海堂酒店の家代・土蔵建築費589両と、仕入金685両を計上したのがその初見であり、八田家における酒造業の初見でもある。



八田家酒造場見取図（明治19年）

八田家本宅邸内にあった酒造関係施設を朱で記したもの。左側中央にある90坪の「倉庫」が酒造蔵であり、麹室が付随している。また、酒造蔵に隣接して醤油製造蔵も本宅邸内にあったことが分かる。本宅表門側の道路に面した場所に「売場」があり、ここで清酒販売をしていたものと思われる。



八田家「昇松堂」の醤油勘定帳

八田家では「昇松堂」と称する店で醤油醸造業も営んでいた。同店の初見は嘉永7年（1854）であり、酒造も行っていたが、所在地は不詳。明治末期ごろの勘定帳によると、八田家製成醤油は4種類で、品質上位のものから順に「極」・「生醤油」・「鶴」・「亀」とあった。価格は1石当たり、極24円、生醤油13円、鶴6.7円、亀3.8円であった。

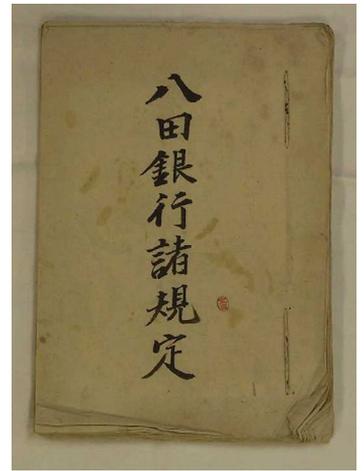


佐伯貯蓄銀行・八田貯蓄銀行預金通帳

八田銀行諸規定

銀行規定・行務規定・諸給与規定がつづられている。八田貯蓄銀行となる直前の佐伯貯蓄銀行時代のものと思われる。

規定によると、銀行の組織は、行主を頂点に、本店では支配人、支店では支店長が各店舗の業務を統轄した。営業年度は毎年1月～6月と7月～12月とし、行内の組織は、計算係・金庫係・預金係・貸付係・庶務係に分かれていた。



佐伯貯蓄銀行・八田貯蓄銀行

政府は、明治26年（1893）7月に銀行条例を施行したが、貯蓄預金を専門とする私立銀行が発達してきたことを踏まえ、「貯蓄銀行条例」を同時に施行した。その後、各地に普通銀行・貯蓄銀行が次々と設立され、広島県では明治28年1月28日に、保田八十吉ら財界有志によって広島貯蓄銀行が設立された。

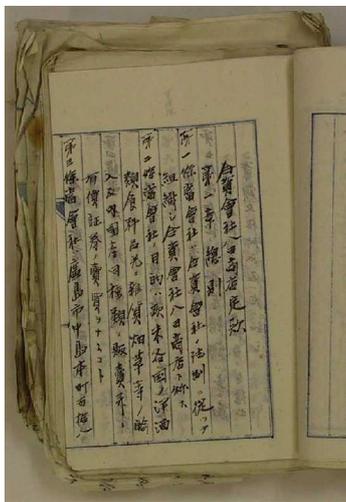
佐伯貯蓄銀行は、八田謹二郎らを発起人として、明治30年6月25日に設立された。同行には本店のほか、厳島支店（明治31年設立）、横川支店（明治32年1月15日設立）、祇園支店（明治33年4月19日設立）の3支店が置かれた。

明治33年9月には商号変更して八田貯蓄銀行となり、順調な発展を示した。明治45年には預金額が最高の184万5000円に達したが、大正期になると、折りからの不況の影響もあって預金は減少し、大正2年（1913）12月8日には、横川支店と祇園支店で取付け騒ぎが起きた。翌日同行は休業することとなり、翌年2月にはいったん営業を再開したものの再建には至らず、大正7年5月14日には本店を鳥取県八頭郡へ移転し（八頭銀行）、同行は幕を閉じた。



八田貯蓄銀行己斐支店

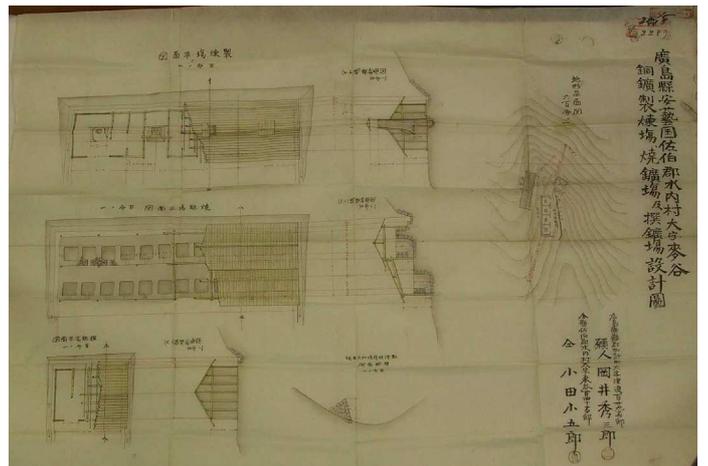
己斐支店は、駅近辺の発展を踏まえ、明治40年（1907）3月1日に設立された。6月10日には、広島市大手町一丁目広島支店も設け、同行の支店は計5店舗となった（大正4年8月23日廃止）。



合資会社八田商店定款 (明治39年)

八田商店は、「欧米各国ノ洋酒類、食料品并ニ雜貨・烟草等」を販売する洋雜貨品店である。八田徳三郎が中心となって設立しており、資本金1万円のうち、7000円を徳三郎が出資、残りを妻と業務担当責任者の渡登助が1500円ずつ出資した。店は広島市中島本町に置かれた。

店の営業状況は明らかでないが、明治43年（1910）10月10日をもって、店は解散している。



上 佐伯郡水内村鉱山の設備設計図 (明治37年)

左 八田家の鉱山採鉱場 (明治45年3月29日)



八田家は、徳三郎の代に鉱山事業にも進出した。明治40年（1907）1月に、居住地近くの佐伯郡水内村にあった銅鉱山の鉱業権を買い取り、7月には上水内村の山林地内にも銅鉱の試掘権を獲得している。

上の図は、水内村の銅鉱山に設置する製錬場・焼鉱場・撰鉱場の設計図で、徳三郎に鉱業権を売り渡した岡井秀三郎・小田小五郎が売却前に作成したもの。

徳三郎は県外にも鉱山事業の手を広げており、明治末期には茨城県で金山や錫鉱山の採掘を試みている。また、朝鮮半島にも進出して、黒鉛鉱山の開発を行った。左の写真は八田家が経営した黒鉛鉱山の作業風景（場所は不明）。

## 四 議員・

### 名望家としての活動

八田謹二郎・徳三郎

八田謹二郎（一八五二—一九二八）は明治六年（一八七三）に佐伯郡の戸長に就任し、地域行政の一端を担っていました。明治二十三年（一八九〇）十一月第一回衆議院議員選挙に当選し、以後二期にわたり、国政に携わりました。

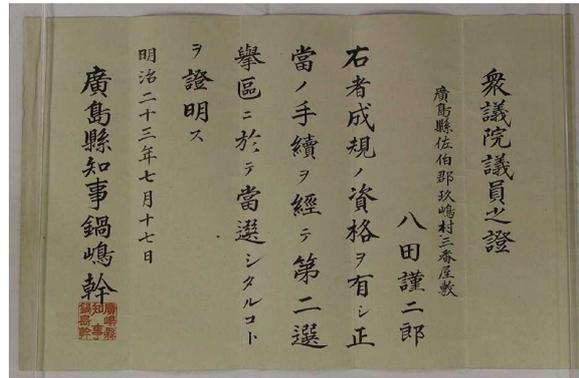
謹二郎の跡を継いだ徳三郎（一八七二—一九三五）は、県内外の数多くの企業で取締役や社長を勤めたほか、広島税務署・広島税務監督局の委員や広島県山林会理事・大日本山林会評議員などの公職も勤めました。そして、明治四十四年（一九一〇）には貴族院議員に選出され、謹二郎に続いて国政に携わることとなりました。

謹二郎と徳三郎は、共に学校・警察・道路その他の建築費等に多額の寄付を行っており、また県内外の災害救助費の寄付なども行った関係で、多数の感謝状が残っています。とくに謹二郎は、明治二十八年（一八九五）に厳島神社保存金の募集活動を行ったほか、翌年の山陽鉄道敷設の際には、所有地を提供するなど、名望家として、地域に貢献する動きを見せました。

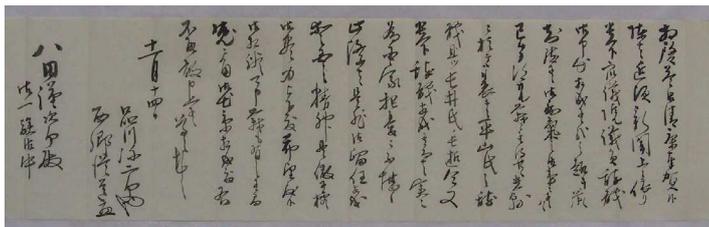
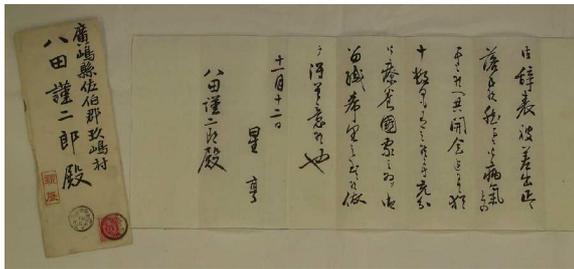
#### 八田謹二郎衆議院議員当選証

（明治23年7月17日）

八田謹二郎は、明治23年（1890）7月1日の第1回衆議院議員選挙に当選し、国政への進出を果たした。明治25年2月15日の第2回衆議院議員選挙でも当選したが、同年11月18日に任期途中で辞職している。



八田謹二郎  
嘉永6年（1853）～  
昭和3年（1928）



#### 八田謹二郎議員辞職慰留の書簡（明治25年11月）

名望家関係の文書には、議員活動に関わって、国会議員や県内有力者の書簡類が多数残されている場合が多い。この文書は、八田謹二郎が明治25年（1892）11月に辞職願を提出したことに對し、その慰留を求めた書簡。上が当時衆議院議長だった星亨の書簡。下が当時国民協会の副会頭と会頭だった品川弥二郎・西郷従道の書簡。品川はこの年大規模な選挙干渉を行い、内務大臣を辞職したことで知られるが、農政・山林事業に力を注いでおり、明治15年には大日本山林会を設立させ、山林地主たちと交流があった。



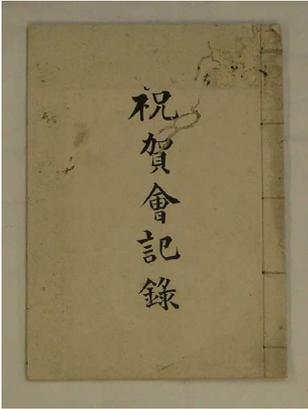
#### 貴族院多額納税者議員互選人集合写真（明治23年6月）

明治23年（1890）6月の貴族院多額納税者議員選挙の実施を前に、互選人のうち10名が集合した時の写真。前列中央が八田謹二郎。貴族院議員多額納税者議員の選挙は、直接国税の納税額上位15名の中から1名を互選した。この時の互選では、呉の澤原為綱が当選している。

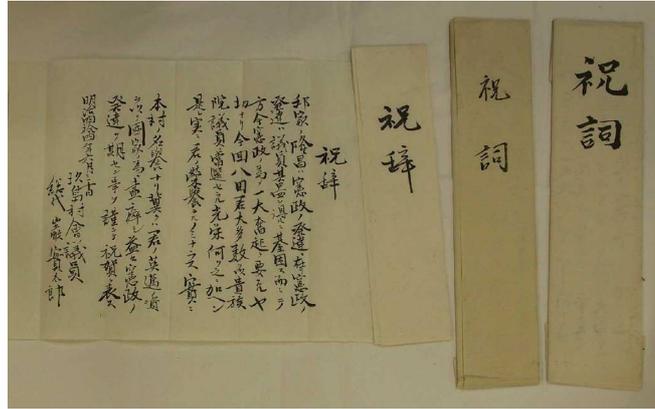
#### 八田謹二郎

八田謹二郎は、3代目新七の長男として生まれた。衆議院議員には2回の当選を果たしたが、政治家としての活動期間は、わずか2年余に過ぎず、むしろ、名望家としての彼の業績は、家業である山林経営や地元での諸活動にあったと言える。

謹二郎について『佐伯郡誌』では、「慈俟夙（つと）に世業を継で力を森林の栽培に竭（つく）す」とし、「毎歳杉・檜・松・栗の諸苗を増殖すること数万株」、「未嘗（かつ）て之を人に委ねず、勉めて栽培を慎重し、厳に濫伐を戒め」、「為に水源を涵養（かんよう）し、灌漑の利を増し、余沢近隣に及ぶ」と記している。また、次ページに見るような厳島神社の保存金募集運動や山陽鉄道用地の提供といった地域のための活動・行為は、いずれも謹二郎によるものであった。また、学校・役場等の建築費や道路・港湾の修築費など、様々な寄付金活動についても積極的に行った。明治33年（1900）12月には実業精励の功により、緑綬褒章を受けている。



八田徳三郎貴族院議員当選祝賀会記録（明治44年7月7日）



八田徳三郎貴族院議員当選祝詞（明治44年6月）



八田徳三郎  
明治4年(1871)~昭和10年(1935)

### 八田徳三郎

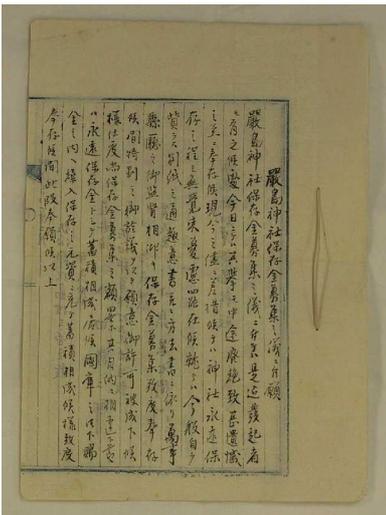
八田徳三郎は、山口県大津郡日置村の富豪・安部家に生まれ、謹二郎の長女禄子の娘婿として八田家に入った。明治37年(1904)7月に謹二郎の跡を受けて八田家の当主となり、明治44年6月に第4回貴族院多額納税者議員互選に当選し、貴族院議員となった。

徳三郎は、謹二郎に比べると企業家としての性格が強かったと言える。八田貯蓄銀行の頭取を受け継ぎ、広島電燈会社の取締役を勤めたほか、広島銀行・嵩徳銀行・福岡県木屋瀬採炭(株)・水戸常盤鉱業(株)・呉土地(株)・厳島登山鉄道会社・関門運輸(株)・朝鮮ダローフワイト(株)といったように多数の会社の取締役あるいは社長を勤めた。公職にも数多く就いており、広島税務署所得税調査委員や広島税務監督局管内所得税審査委員、さらには、広島県山林会や大日本山林会の理事も勤めた。



貴族院議員集合写真

貴族院議員当選時のものと思われる。後列左から3人目(写真中央)が八田徳三郎。



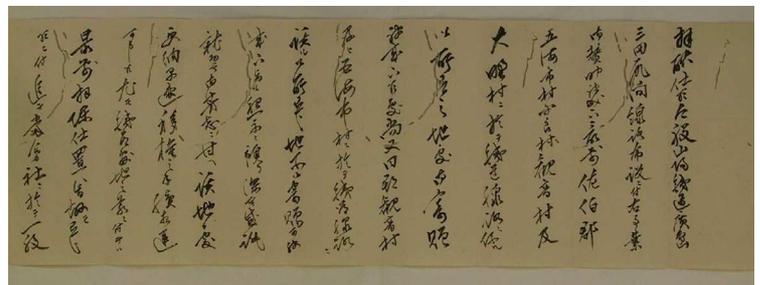
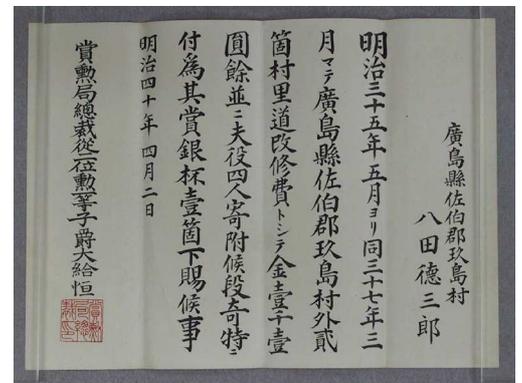
厳島神社保存金之儀二付願(明治28年2月)

厳島神社は、大雨や大風のたびに建物が甚大な被害を受けてきた。明治24年(1891)9月にも、暴風雨で社殿30ヶ所が破損し、大規模な修築工事がなされた。八田謹二郎は厳島神社の広大な社殿や堂塔を永遠に保存するため、自ら発起人となり、県内の名望家たちの賛助を得て、厳島神社保存金募集の運動を行った。ちょうど、日清戦争が終結に向かい、清の講和使節が広島で政府と会議を行ったところであった。佐伯郡長下田収蔵は、当時広島に滞在中の伊藤博文首相に謹二郎が面会するよう取り計らい、保存金募集の運動を助けた。

明治30年6月10日には古社寺保存法が公布され、この法律に基づいて、本社・大鳥居などが特別保護建築物に指定された。また、翌年8月には、暴風と高潮により、神社が惨事に見舞われたが、謹二郎は再度保存基金の募集運動を行い、修繕工事に寄与した。

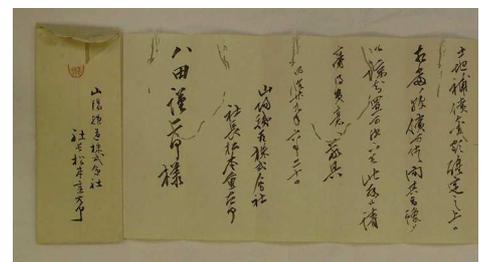
### 八田家の寄付金感謝状

八田家文書には、当主の寄付金行為に対する感謝状が多数残されている。最も多いのは謹二郎によるものであるが、徳三郎も件数は多くないものの、玖島村近辺の里道改修費1000円(明治40年)をはじめ、多額の寄付を行っている。徳三郎の代には、当時の時代性を反映して、日露戦争に関係した寄付金も多く、帝国義勇隊建設義金(明治38年)や日露戦争記念林造成費(明治44年)といった名目でも多額の寄付を行っている。



### 山陽鉄道用地寄贈礼状(明治29年6月20日)

明治21年(1888)に設立された山陽鉄道会社は、兵庫以西の鉄道敷設を進め、明治27年6月10日には広島まで、明治31年3月17日には三田尻までの路線が開通した。この時、八田謹二郎は、佐伯郡内の沿岸部、五日市・平良・観音・宮内・大野の各村に有していた土地を山陽鉄道会社に寄贈した。この文書は、用地寄贈に対する松本重太郎社長からの礼状である。



# 展示史料一覽

故八田新七翁土碑表（勁操園絵図共）	明治28年	採鉱場写真	明治45年
玖島村他庄屋・割庄屋申渡書付		茨城県舟生金山・常盤鉱業・鑛会社関係書類	
文政3年・天保9年・弘化元年			大正2年～3年
八田新七帯刀御免・御米下付由来	明治4年	仁興里黒鉛鉱山概況	大正
浅野長勲東京永住拜命につき県下諭達	明治4年	八田謹二郎衆議院議員当選証書	明治23年・明治25年
玖島村の暴動に対する県庁説諭書	明治4年	衆議院議員肖像（改進黨新聞附録）	明治23年
騒動被害状況報告書	明治4年	大日本帝国衆議院議場之図	明治24年
八田改姓の件につき書簡	明治4年	衆議院・貴族院通常会議事速記録・予算委員会速記録（3冊）	明治23年～24年
土地台帳・小作台帳（5冊）	明治24年・37年	八田謹二郎他議員集合写真	明治23年
住吉新開絵図		八田謹二郎宛星亨書簡（辞職慰留）	明治25年
庚午新開開拓出精につき賞誉米下付通知	明治4年	八田謹二郎宛品川弥二郎・西郷従道書簡（辞職慰留）	
井ノ口村小己斐新開全図	明治12年		明治25年
包ヶ浦略図		八田謹二郎宛船越衛書簡（立候補要請）	明治31年
包ヶ浦地所売渡証	明治13年	八田謹二郎宛平山靖彦書簡（立憲政友会勧誘）	明治33年
林業の方法・林業之方法書		八田徳三郎貴族院議員当選祝詞（4通）	明治44年
広島県山林会集合写真		八田徳三郎貴族院議員当選祝賀会記録	明治44年
山林共進会出品調書	明治14年	八田徳三郎宛桂太郎書簡（立憲同志会勧誘）	明治45年
酒造道具売渡証文	嘉永5年	八田徳三郎貴族院議員勅任状	明治44年・大正5年
玉海堂酒店建家買得	安政3年	八田徳三郎他議員集合写真	
八田新七酒造願	明治8年	貴族院議員席次表	明治44年
酒造場見取図	明治19年	八田新七・謹二郎・徳三郎寄付金感謝状（9通）	
酒造倉庫平面立体図・精米場平面立体図		巖島神社保存金下賜金御請書	明治28年
酒造勘定帳（10冊）	明治22年～35年	巖島神社保存金御下渡金領収証書ノ義上申	明治28年
清酒「玉清水」ラベル		巖島神社保存金募集之儀二付願	明治28年
醤油勘定帳（6冊）	明治29年～40年	巖島神社保存金募集趣意書	明治28年
八田銀行諸規定		巖島神社保存会義捐依頼状	明治28年
当座預金通帳・小切手（4冊）		巖島神社保存金募集願許可通知	明治28年
八田貯蓄銀行己斐支店写真		八田謹二郎宛下田収蔵書簡（巖島保存金募集願につき）（2冊）	明治28年
銀行善後策につき意見書簡	大正2年	巖島神社保存基金募集員之儀二付認可願	明治34年
八田貯蓄銀行業務再開謹告	大正3年	巖島市街略図（行啓路図）	
八田貯蓄銀行破産宣告書	大正5年	八田謹二郎宛松本重太郎書簡（山陽鉄道用地寄贈謝礼）（2通）	明治29年
広島銀行監査役感謝状	明治42年	山陽鉄道広島・徳山間開通記念招待状	明治30年
合資会社八田商店一件（定款）	明治39年	山陽鉄道神戸・三田尻間列車時刻表及賃銭表	明治31年
八田商店宛注文書簡	明治44年		
佐伯郡上水内村鉾山設備設計図・売買契約証書類	明治37年～39年		

表紙写真：八田家の米蔵

期間中展示史料の入れ替え等を行うことがあります。

平成15年度収蔵文書展

## 明治期地方名望家のあゆみ ～ 佐伯郡玖島村八田家の歴史と文書 ～

発行 平成16年（2004）3月1日

編集・発行 広島県立文書館（担当 西向宏介）

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47

TEL（082）245-8444 FAX（082）245-4541

pdf版製作 広島県立文書館（担当 長沢 洋）